

第二十六回 参議院商工委員会會議錄第二十七号

昭和三十三年五月六日(月曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

四月二十七日委員勝保稔君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。  
五月二日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として三浦義男君を議長において指名した。  
五月六日委員白川一雄君及び大谷實雄君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君及び後藤義隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君  
理事 古池 信三君  
西川 弥平治君  
阿具 根 登君  
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君  
小幡 治和君  
後藤 義隆君  
白井 勇君  
高橋進太郎君  
阿部 竹松君  
島 清君  
相馬 助治君  
藤田 進君  
豊田 雅孝君

政府委員

経済企画庁 植田 俊雄君  
開発部長 松尾 金蔵君  
通商産業大 臣官房長

通商産業省公 益事業局長 岩武 照彦君  
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君  
会専門員

参考人

東北電力株 式会社社長 内ヶ崎實五郎君  
北陸電力株 式会社社長 西 泰蔵君  
電氣事業連 合会専務理事 松根 宗一君  
日産化学工 業株式会社社長 栗西 清君  
株式会社鉄 鋼専務取締役 前島 憲平君  
福島県中小 企業等協同組 合中央会副会 長川保精誠株 式会社取締役 高橋 利吉君

本日の会議に付した案件  
○経済の自立と発展に関する調査の件  
(電気料金の改訂に関する件)  
○東北興業株式会社法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) これより商工  
委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いた  
します。去る二月二十七日勝保稔君が  
辞任され、西田隆男君が再び選任され  
ましたが、五月二日西田君は委員を辞任  
され、その補欠として三浦義男君が選  
任されました。また、本日付にて白川  
一雄君及び大谷實雄君が辞任され、高  
橋進太郎君、後藤義隆君がそれぞれ委  
員に選任されました。以上御報告いた  
します。

○委員長(松澤兼人君) 本日は、東北  
電力及び北陸電力の電気料金改訂に関  
する調査を行う予定になっておりま  
す。その参考人について最初内定いた  
しましたところ、若干変更がござい  
ましたので、御報告いたします。電氣  
事業連合会長菅札之助君は病氣のため  
出席できないとのこと、医者の診断  
書を添えて欠席届が参つております  
が、かわりとして専務理事の松根宗  
一君が出席されております。また、北  
陸電力の社長山田昌作君は、出席する  
との通知をいただいたのであります  
が、本日になりました、急病のため乗  
車不可能の状態となりまして、出席が  
できないとのこと、かわりに副社長  
西泰蔵君が出席されております。ま  
た、鉄鋼社の社長佐野隆一君も所用の  
ため、どうしても出席できないとのこ  
とで、専務の前島憲平君が出席されて  
おります。以上御了承をお願いいたし  
ます。

参考人の方々には御多忙のところ、  
当委員会の調査に御協力、御出席いた  
だきまして、まことにありがたうお礼  
を申し上げます。これから順次御意見  
を承れることになるのであります。時  
間の点につきまして、本日は参考人の  
方も大ぜいお見えでございまして、大  
体十分から十五分程度にお願いいた  
したいと存じます。

今回、東北電力及び北陸電力から、  
それぞれ電気料金値上げの申請が通産  
大臣あて申請されました。当委員会  
しましては、電気料金の値上げが国民

生活上、また産業の発展に重大な影響  
のあるところから常に関心をもち、現  
行電気料金の改訂された昭和二十九年  
十月の実施の際、また本年四月から一  
部改訂されました三割頭打ち制度の改  
正に際しまして、各方面から検討を  
加えて参つたのであります。今回は今  
まで九社一斉に値上げ申請が行われて  
いた例を破り、東北、北陸の両電力会  
社だけから申請がなされたわけであり  
ますが、両社の値上げ申請を中心と  
し、それぞれ御出席の参考人の方か  
ら、忌憚ない御意見を伺いたいと思  
います。

内ヶ崎、西両参考人からは料金改訂  
の理由、その概要について説明をいた  
だきたいと思ひます。また、今回の料  
金改訂により、今後の会社収支の見通  
し及び地元産業界、一般需用家と与え  
る影響をどのように見ておられるかなど  
に關しまして所見をお伺いしたいと思  
ひます。なお、西参考人からは特に、  
今回の北陸電力の供給規程の改正に際  
し、特別料金制度を設けられたよう  
であります。その理由と必要性につ  
いて御説明をお願いいたします。

松根参考人からは、今回東北、北陸  
両電力会社から値上げ申請が行われま  
したが、今後他の七社における料金改  
訂の必要と、その趨勢をどのように  
見ておられるか。今後は各社独自の値  
上げ申請が行われると思はれるが、連  
合会としては、その間の調整をどのよ  
うに考えておられるか。また、今回北  
陸電力会社が行わんとしている特別料

金制度に対する所見及びこれと他社の  
供給規程との關係をどのように見てお  
られるかなどについて、御意見を伺  
いたいと思ひます。

栗西、前島、高橋お三方からは、地  
元需用家として、今回の電力会社の電  
気料金値上げについてどのような考  
えをお持ちでありますか。また、その  
影響として、地元産業界及び製品原価  
並びに一般中小企業者にどのように響  
くかなどについて御意見を伺いたい  
と思ひます。

それでは、まず東北電力社長内ヶ崎  
實五郎君からお願ひいたします。

○参考人(内ヶ崎實五郎君) 東北電力  
社長内ヶ崎實五郎でございます。よろ  
しくお願ひいたします。

このたび、弊社は電氣供給規程変更  
の認可申請をいたしました。その理由  
を御説明申し上げますが、それに先立  
ちまして、本年早々一月から四月に及  
ぶ長期間の電力制限を実施するの余儀  
なきに至りまして、皆様に深刻な御迷  
惑と御高配とをわずらわしましたこと  
につきまして、ここに深くおわびを申  
し上げる次第でございます。

この事態は、最近の需用激増に加え  
て、全国的にまれに見る長期の氣象異  
変によるものであるため、相当の火力  
を有する他地域においても、長期の告  
示制限の発動をみた実情でありまして、  
当社管内のごく未曾有の需用激増し  
た水力地帯では、特に一般需用家初め  
産業界に多大の御迷惑をおかけする  
に至つたことは、まことに遺憾に存す

る次第でございます。今後恒久対策として、一段と電源の拡充、とりわけ大容量新鋭火力の建設を推進し、少くとも昭和三十五年までには電力設備を拡充整備いたしまして、需給の万全を期したいと存じております。

さて、電気供給規程の変更について申し述べますが、今回は昭和三十一年度原価三百十六億九千万円を基とし、昭和三十一年度五月二十日以降平均二・一〇％の値上げとなる料率の変更と、一部供給条件の変更を認可していただきたく申請したものでございます。現行の供給規程は、昭和二十九年十月から、これはお手元に差し上げました参考資料の一ページにございまして、全国最低位の料率をもつて実施し、すでに二カ年半を経過したのでございまして、この間弊社は公益事業の本旨にかんがみ、逐次増大する需用に対処し、その供給責任を果たすとともに、他面企業の合理化を推進しつつ、増大する原価の吸収に努めて参ったのでございまして、これらの合理化の成果と相俟って、この一兩年幸い良好な出水状況に恵まれて、収支の均衡を持続し得たのでございまして、最近に至り新規の発電、送電、配電、各設備の拡充に伴う資本費の増大は、漸次企業経理の上に重圧を加えるようになって参ったのでございまして、

行原価算入の平均率単位三円二十五銭三厘に對しまして約四円四十八銭の高率となつたのでございまして、もともと弊社の現行料金は昭和三十一年度需用端平均単価が三円七十三銭、これは参考資料の八ページのチの方であります。全国最低位に属するものであります。

が、このことは必然的にこのような高率な他社受電料金、あるいは新規稼働設備による割高原価の影響をきわめて顯著に受ける素地をなしているのであります。従つて、これらの事情に基づく膨大な原価の増加は、企業努力による吸収の限度を越え、現行料金をもつては、とうてい収支の均衡を保ち得ない状態と相なつたのでございまして、一方、このような需用の増大に對して、弊社は新たに大規模な新鋭火力の建設を企圖し、すでに八戸火力十五万キロワット、仙台火力十七万五千キロワットの工事を推進するとともに、水力電源の開発、関連供給設備の増強に邁進いたしておりますが、これら建設工事の遂行のためには五カ年間に約千五百億、これは五カ年計画が資料の中にあります。千五百億をこす巨額の資金を要する次第でございまして、これが調達のためには、収支の均衡と企業の健全化とが必須の条件であります。これは申すまでもないことでございまして、現行料金による弊社の経営現況をもつてしまつては、この調達も危惧せざるを得ないものがあります。

以上のような理由で今回電気料金を改訂せんとするものでございまして、また、電気料金が増加するに伴う民生安定、産業振興に及ぼす影響を慎重に考慮いたしまして、値上げ総額も必要最低限度にとどめ、改訂をお願いいたした次第でございまして、

以下、なおその理由を詳しく申し述べます。弊社の発電設備は昭和三十年九月においてその出力は百三十五万五千キロワット、その建設費総額は約六百二十二億円でありますが、それ以降昭和三十一年度末までに竣工したもの及び竣工予定のものを合せて約千七百一十九億に達し、出力において約一五〇建設費に對して約三〇％の増加となつております。最近竣工する水力発電所の建設費はキロワット当り約十二万八千円、キロワット・アワー当り二十五円五十銭でありまして、現行料金に算入されている発電設備の平均建設費キロワット当り五万四千円、キロワット・アワー当り十円三十銭に比較すると、著しく高率となり、約二倍に相当するのでございまして、この傾向は、ひとり水力発電所だけに限られた現象ではなく、送電、変電、配電の各設備についても全く同様でありまして、大口電力、小口電力あるいは電燈等、各種需用の増加に對して設備の拡充を行う場合には、必然的にその建設費は割高とならざるを得ないのでございまして、特に、弊社の供給区域はその面積七万九千平方キロメートルに及ぶ本州の約三分の一でありまして、全国一の広大な区域を擁しております、その産業構造も、農業並びに地下資源活用のいわゆる基礎産業を主としていたため、その需用地点は海岸地帯より山間僻地にわたつて疎散いたしております。関係上、需用の増加に伴つて送電、変電、配電設備には特に多額の建設費を要し、昭和三十年九月末の建設費総額

に對する三十一年度末予想の増加率は、発電設備において三〇・三％の増であるのに対し、これは設備別帳簿原価推移の中に書いてありますが、送電において三八・六％の増、変電においては七九・一％の増と相なつております。このような割高な建設費を必要とする新規設備の増加は、必然的に資本費の増高をもたらし、原価高を招来する大きな原因となつております。

一方、昭和三十年九月末、弊社の供給設備の簿価は、帳簿価格は約九百億円でありますが、その平均金利は、この九百億円のうち約四八％が、いわゆる再評価資産でありまして、再評価差額に對する資本報酬がほとんど皆無にひとしい関係上、約五〇％であります。のに対し、新規設備の工事資金は一部の内部留保、すなわち減価償却引当金のほかは、あつて外部資金に待たなければなりませんので、八・二％前後の高率の金利と相なつております。すなわち、資金コストの面から見ましても非常に高率な金利負担となり、原価を割高ならしめる原因になつておるのでございまして、

次に、弊社管内の需用は、昭和三十一年度以降、全く類例を見ないほどの激増を示しました。この需用増加は、前回料金改訂時の計画、年間四十三億八百万キロワット・アワーであつたのに對し、今回三十一年度は六十七億三千五百万キロワット・アワーで、二カ年半の間に、当時の約五六・三％の増加と相なつております。このような急激な需用の増加に對するため、弊社は電源開発五カ年計画を再検討いたしまして、すでに計画していた水力発電設備の早期竣工を期するとともに、八戸、仙台の両新鋭火力発電所の新設に鋭意努力を傾けることといたしました。しかしながら、昭和三十一年度においては、これら新火力発電所の竣工を見ないため、とりあえず他電力会社よりの電力融通強化をもつて、これに對処することとしたのであります。その受電量は九億キロワット時余の未曾有の量に達することと相なつたのでございまして、この融通電力は、もっぱら他社の火力発電所の余力に依存するものであるため、この購入料金は四十億円の巨額に達し、平均一キロワット時当り約四円四十八銭で、現行原価算入の三円二十五銭三厘に比べますと一三八％の高率となつております。この融通電力の購入料金高もまた著しい原価高騰を来す一因でございまして、

以上の通り、料率改訂を必要とするに至つた主因は、新規設備の稼働に基く原価の増高と、他社よりの融通電力の著増及びその料金の高率であるという二点に屬するのであります。これら經營の増高に對しまして、弊社は經營の各部門にわたり合理化に努め、これが吸収に努力いたして参りました。すなわち、たとえば電力損失につきましましては、これは参考図表の二ページでございまして、現行料金算入の総合ロス率に二三・四％のものを今回は一六・七％と、六・七％もの低下を見込み、また従業員数についても、現行料金算入は一万五千二百人余で、その後設備の拡充、需用の激増にもかかわらず、これを一万五千人にとどめ、その他一般經營も真にやむを得ないもの以外は、極力抑制に努めて参つたのでございまして、

なお、今需用分別の値上げ率の内容の御説明をいたしますというところ、まず電灯につきましては、總需用の需用家数は五十四万軒でございますが、そのうち九万軒を占めます定額電灯は、これを現行料金のままに据へ置きまして、これは値上げをいたしません。従量電灯と、大口電灯の料金の一部を改正いたしまして、電灯全体では平均一・三・三の値上げをいたしましたのであり

ます。これで増収額が三億七千万円の値上げとなります。次に、電力の方で申し上げますと、業務用電力は一・七％、これは非常に少ないのでございませうが、増収の分は三千万円ほどでございます。小口電力平均一六・二％、増収額は三億五千万円でございます。大口電力の一般分が一七・六％、これで増収は十二億五千万円、こういうようなことになりまして、あと特別料金分が十億円、こういうようなことになるのであります。また、農事用の電力につきましては、特に当地方の特殊事情にかんがみまして、平均五％の値上げにとどめたのでございます。電気料金の改正が一般生活なり、産業全般に及ぼす影響は非常に重大であるといふことは十分に存じておりまして、できる限りこれを避けたいと今日まで努力して参つたのでございますが、何とかして一般値上げは避けて、特約料金で、現在の供給規程の運用によりましてやつていきたい、こういうふうに念願いたしておつたのでありますが、先ほどから御説明いたしましたように、非常に原価高と、並びに融通料金の関係で原価が非常に膨張いたしましたので、この際ぜひともこういうふうの値上げを御承認を願いたいという申請を申し上げた次第であります。

そこで、この供給規程の主要点をちよつと申し上げてみますと、この特別料金の設定でございますが、これは先ほど概略申し上げましたが、特別料金は私どもの方では前回の料金の改訂のときに、従来のいわゆる超過料金、罰金と申しますか、従来の超過料金というものがあつたのを全廃いたしまして、ほかの七社は二段料金制をとられまして、

たが、東北と私どもの方は一本料金にいたしましたのであります。これは電気の本然の姿にするには、どうしても一本の料金にしたいといふので、前回のときにいたしたのでございませうけれども、そのときより新電源も相当に増強いたしまして、再編成以来約六五％を開発して参つたものでございませうから、それで一応はこれで需給バランスが安定した、その後は他地区には融通してもこっちの方は大丈夫であるといふ見通しから、一応そういう予想から相当期間この一本料金で行くといふことを十分考えまして、そうして行つたのでございませうけれども、その後、非常に経済界の事情が御承知の通りの神武景気でございまして、この資料の第一ページにございまして、やはり先ほど申し上げました数字を見ただけでも、二十九年度の改正のときと、三十二年度の計画とを見ますといふと、ここは一五・〇・六％といふ数字になっております。それで、この四十三億五千二百万キロワット・アワーといふことに、今年決定いたしましたのでございませうが、これは私どもの方の三十九年度におきます五カ年計画において、昭和三十五年に四十二億といふ数字を決定いたしておつたのであります。が、三十五年の四十二億を上回つて、四十三億といふのに三十二年に達したわけでありませう。年間八％程度の増加趨勢にあつたのが、三十一年度には一九％、三十二年は二二％増加しているような数字がここに出てくるのであります。そういうような事情でありますので、ここに一本料金制に

いたしました関係が、電解工業等一斉に北陸、東北に集中いたしましたのでございませうが、そのために約二カ年半の間にそういうふうに需用が非常に殺到して参つた。そこで、どうしても私どもの方ではこれは一般料金に全部対応すべきものではないので、大口産業電力といふものは一応何か基礎がはつきりせないと、毎年料金を上げたものでは、各工場の見通しが立つまい。ことにまた、電気会社の方で考えますといふと、新電源開発に見合うコストで産業の計画を立てていただきたい、これが大きなねらいであります。それで私どもの方の、先ほど申し上げました四十四万キロの発電所の完成後におきまして、やはり今回の四四五十銭の融通料金に近い原価で必ずや完成する。そういういたしますといふと、この後は二段料金、特別料金制をもつて新電源の原価だと考えていただきたい、今後は私どもは絶対に、これが認可になりますれば、この通りでこ五、六十分分をやつていける、こういうふうの見通しを立てたのでございませう。そこで、大口需用家の方に対しては、どうしても新電源コストをやつていただくためには、この特別料金制度を設けて、これを基礎に一つやつていただくたい。一般料金の方には、それには影響をそこまで考えていただかなくともよろしいといふようなことにいたしましたのでございませう。そこで、今回この特別料金制度を、五百キロ以上の需用家に設けたような次第でございまして、その点を十分に御認識いただけるようにお願いしたいと思います。

なお、このほか大口電力の基本料金制度の採用、これは従来需用電力料金制といふのになつておりました、契約がございまして、実際に使った最大電力で料金をいただつておつた。そういうものと、契約を、非常に過大に契約される例がございまして、非常に需給計画に上困るのであります。その過大契約防止といふことをねらいにいたしましてやつたのであります。

なお、負荷率割引の廃止、これも現在の電気事情がこういうことでございまして、負荷率がいいから非常に安くしてあげるといふような事情と事情が異なりますので、一応負荷率割引を廃止する。それから調整電力に力率条項を設定する。こういうようなことをいろいろやつたのでございませうが、なお、大口電力につきまして、一応電力を制限した場合に割引制度を合理的に改めるとか、使用電力量を制限した場合には、割引料を新たにどうするか、割引を強化するといふようなこともいたしたのでございませう。小口電力に対する使用電力の一部を制限した場合の割引方法についても明確に規定をいたしました、こういうようなことを、大体的な方針といたしたような次第でございませう。

そこで、この資料の十四ページを見ただけでも、私どもの方の今度の料金の値上げのパーセンテージが出ております。そうして改訂料金の一番下の方を見ていただきますといふと、一キロワット・アワー当りが三円五十八銭二厘、現行料金ではじきますと二円八十銭です。それですから日本全国的にお考え下さいまして、ま

た、現在が二円八十銭と改訂いたしました、こういうことになりました。三円五十八銭二厘でございませう。こういう数字でございませうことをお含み願いたいと思ひます。全国的には五円三十何銭になつております。

それからその次のページ十五ページに、これは参考までにここへちよつと記録したのでございませうけれども、融通電力の契約の概要がここへちよつと出ておりますが、平均四円五十二銭、これにはいろいろ形の変つたものがたくさんございませうので、非常に複雑性を持つておりますが、こういうふうになり、九時を尖頭時に制限したりする電気も全部受けまして、そうしてそれを全部うまく料理をしまして消化して、需用家に差し上げるいろいろな苦心をして融通を受け取るということをお含み願ひたいと思ひます。

以上申し上げましたような次第でございませうが、ぜひとも今回の料金は、申請通り御認可していただきたいことをお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。

次に、電気事業連合会専務理事松根宗一君。

○参考人(松根宗一君) 私、電気事業連合会専務理事をいたしております松根でございます。きょうは会長の背がまかり出ましていろいろ御説明を申し上げます。急に神経痛を起しましてこの間から寝込みましたので、私がかわりに参上いたしました。

ただいま東北、北陸両社から料金改訂のことについてそれぞれ御説明があ

りましたので、その点につきましては私意見を申し述べませんが、全体として日本の電力事業の電気料金というものは、あるいは電気のコストというものはどういふふうになつてきたらうかということを経営に申し上げてみたいと思ひます。

この電力の需用の増加に応じて計画的に電源の開発をいたして参るわけですが、普通の状態でありまして、普通の需用の増加というものは年に六、七、八パーセントで、従つてそれに應ずる電源の開発をやつて参つたわけでありまして、ところが、この新規の発電所の原価というものは、先刻からのお話がありましたように、水火力ともに従来のものより非常に高いといふことが、電力料金の問題にむずかしい問題を生じてきて、普通の商売であればたぶん売れば、だんだん安くなくなるという妙な現象に相なつておるわけでありまして、全国平均で申し上げると、たとえば火力の場合だと、従来の古いものでも、一キロワット・アワーあたりが六十三銭ぐらいになつておりますが、新しく作りますものは一円五十八銭、これは今申し上げたのは大体火力でございます。水力におきましては、古いものは九十四銭、新しいものは三円七十六銭といふふうに、三、四倍近く水力においては上つておる。従いまして、需用が六、七、八パーセントに緩慢にふえて参ります場合は、その間、技術の改良なり、ロスの軽減なり、あるいは企業の合理化によりまして、ある程度それが吸収していったのであります。昨年来その需要の増加が、三十一年度においては一七、二

年度においても少くとも一五、六パーセントに達するに、従つて電力は足りない、こういうふうな非常に需用がたかさんふえましたために、新しい高いコストの電源を開発していき、そういうコストが入つてくるということに相なるわけでございます。全体的に見まして、こういうふうな急に需用がふえまして、その電力が不足する以外に、非常に支の上に大きな影響を、つまり吸収し得ない分が出てくるわけでありまして、特に今回料金の改訂を申請された東北、北陸の両社は、もともと水力地帯の安い原価の地区でありましたために、料金も比較的安いところであつたのであります。ところが、そこへ持つてきてその地区に特に需要がふえ、たかさんの工場がそこに集まつたために非常に需用がふえた。昨年のときは、なかなか両社だけの手持の電源では間に合いません。他の七社が総動員いたしました。古い火力まで動員いたしました。融通を行なつた。それでも相当の期間、御迷惑をかけるような状態であつたのであります。ともかくもそういうふうな特に需用が急増するところはどうも、採算が悪くなるという現象を呈しておるのではありません。

しかし、この傾向は他の七社におきましても同様であります。特にこの両社以外の東電、中部、関西、九州、その他、火力を使つておりますところは、最近新鋭火力という非常に優秀な火力ができてきて、石炭の消費量は減つたのでございまして、今年一部値上げのきまりがつかつたところ等の標準を見ましても、一年に八十億ぐらいの石炭の値上げを負担しなければならな

いという状況であります。従つて先刻来申し上げましたように、ある程度の需要の増加でありまして、その値上げを吸収できると思ひますが、こういうふうな急激な膨張に對しましては、とうていそういう企業の合理化、新鋭化等で原価の値上げを吸収できないという状態になつておるわけでございます。そこへ持つてきて、特に皆さんにお聞き願ひたいのは、コストの上がる方では、水利権の使用料が値上げになりますとか、従来ありました資本税の軽減措置というふうなものが廃止になるといふような悪い方の材料がここに重なる出て参りました。一段と電気事業の収支を悪化させております次第であります。従来比較的需用の伸びも普通であり、また、過去数年割合豊水に恵まれておつたという時代は、割合に黒字で、従つてそういう社内留保が収支の上に返りまして、非常によかつたのであります。先刻来申し上げましたような事情から、この東北、北陸両社のほかにも、おそらく赤字になります。会社が、数社私を出てくるのではなからうか、赤字になりますといふことは、多少ともそれを補うために、料金の値上げを必要とするといふ会社がある、今後数社出て参るのではなからうかと想像されるのであります。

これは電力料金のような政府の認可を必要とする料金というものの一つの考えなければいけないことは、事業を發展させ、言いかえすれば、電気事業の場合に、電源の開発を積極的に行ふといふようなことは、あまり料金を押さへず、非常にその企業意欲といふものです。企業努力といふものが萎縮するのではないか、これはかえつて日

本の電気事業、ひいては日本の産業全体に、かえつて悪い影響を与えるのではないかと反省が、私は必要じゃないか、これは単に電気事業だけではないと思ふのであります。料金を政府で認可される事業については、特にそういう問題がある。この問題は社会上、あるいは産業上、非常に影響を及ぼす問題で、ただそれじゃ上げたらいいという問題ではないと思ふのであります。そこにおのずから一つの合理的な線があるのではなからうか、こういう意味において、電気事業の料金につきましても、その辺のことを、他産業とにらみ合せて考えなければいけない時期に來ておるのではなからうかと存じます。

たとえば、同じような性質の料金を戦前と比べてみますと、大体電気料金というのは戦前に比べて百五十倍くらいになつております。これに對して鉄道、ガス、郵便というふうなものは、大体二、三倍から三、四倍くらいになつております。これは一般の消費物の価が三百何十倍になつております。それから見ますと、まだこれでも低いのであります。特に電気はそういうふうな低い料金でもつけたといふことは、いろいろ理由もあると思ふのであります。割合に設備の近代化が、これを補つたのではなからうかといふふうに考へておりますが、それにいたしまして、先刻来申し上げたように、こういうふうな急激な膨張では、吸収しきれない現状に來ておると思ふのであります。

それから外国等の料金に比較いたしますと、これは一、二の例でありまして、アメリカ等の電灯料金は十一円くらいのものでございまして、それから電力につきましても、五円台のものが多いのでございまして、従いまして日本の産業……、特に安い料金はアメリカ等にもございまして、普通の料金といひましては、そういう程度のものであります。特別に安い料金で、日本の産業が海外に競争する必要はないのであります。ある程度に、世界の水準までの程度は、電力事業の発展も考慮してやる必要があるのではなからうかと存じます。

それからさつき委員長から御質問がありました。両社の今度の料金制度は、特に北陸電力の特別料金制度の問題についてどうかといふお話でございます。それは、もともと九電力の料金につきましては、従来は一斉にいろいろお取り扱ひを願つておつたのであります。その後各社も独立採算になり、しておられますので、個々にその需用に応じて処理するといふことになつておりますので、今回もたまたま、両社の二つの会社がそういう事情が起つたのであります。特別料金の問題、あるいは一本料金の問題等は、これはまあ理屈から言へば、いろいろあると思ふのであります。特に北陸さんの特別料金は、今後は電気は高いのだ、その分だけ高く買つてもらいたい、まことに原価計算主義をいたしましては、はつきりした考え方だと存じます。しかし、この料金というふうなもの、大体需用家の方がお払いになるわけでありまして、その間の長い歴史といひます。取引といひます。御都合のいいような制度がいいといふことになつたので、それぞれの地区

の特殊の事情を勘案して、各社でおきめ下さることが、あまり違ったものは工合悪いと思いますが、少々の違いはそれでもかまわんのじゃないかというふうに考えております。そのうちにいづれが、やっておりますうちに、これはこっちの方がいいというような問題から、自然に統一される時期がないとは言えないと思います。

それから、去年やりました電力の融通の問題でございますが、こしも電源の開発が間に合いません。といひますのは、予定以上に電力が需用がふえましたので、九社間で電力の融通をやつて、急場をしのごう、大体年間十億キロワット・アワーぐらいのものをかき集めて融通しよう。それでもなかなか電力が足らぬというような状態でございますが、この状態も極力昨年末からこういう事態に備えて、電源の開発を促進しておりますので、おおよそ三十四年か五年になりますれば、大体需用に追いつく供給力が得られると思ひます。

現在行われております融通料金の単価の問題でありますが、これは大体運転実費と申しますか、石炭代に運転する人間の費用等を見ました程度でありまして、それで各社がもうけを出す、もうけを取つて融通するという建前はとつておりません。ただ、そういうふうに融通いたしますときは、どうせ電力が足りないときでございますので、非常にコストの高くなる古い発電所も一緒に使つてというやうなことになるので、勢い先刻来お話しのあるいたしましたように、融通料金の原価が高いというところに相なるのかと存じます。

大体私から申し述べたいことは以上であります。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。

それでは需用者側の御意見といたしまして、日産化学工業株式会社社長栗西清君にお願ひいたします。

○参考人(栗西清君) 栗西でございます。私どもの電力の消費的立場から、少しばかり申し上げてみたいと思ひます。

私どもは北陸電力管内にあるものでございまして、北陸電力さんが、近年非常に電源開発に力をいたされまして、非常な努力を払われたことには、私どもも需用家として、非常に敬意を表するものでございまして。

ところが、新規の開発とか、並びに融通電力の増加というものは、需用のふえるに従つてこれは昨今のやうな状況を来しておりますが、このために、今松根さんからも申し述べましたやうに、そのために電力料金が多少アップするということは、私どもやむを得ないことじゃないかと思ひます。

が、しかし、企業というものはそれぞれの立地条件、それからその時の状況、歴史的状況によつて、いわばこの現在の日本の状況におきましてはいろいろの物価の、価格の基礎をなしてきておるのが実情でありまして、これを一挙にして非常なアップにしたときにはこの価格体制、そういうものも相当こわされるのじゃないかと思ひます。しかも、電気というものは御承知の通りいろいろ原料に使つたり、あるいは動力用に使つたりする面において、おのおの質的のその使い方の差があるものでございまして、わずかな電

気の量から価格の非常に大きな物を生産する工業から、あるいは電解、電炉工業のやうに非常な電気を原料として使つてものは、その製品のコストの面に占める電力の量の価値というものは、価格というものは非常に大きい。これが一挙にして大量に上るときには、その物の価格のはね返りによつて、いわゆる私が今申しました物価の体系というものの、急速に変化しなければならぬやうな事情があります。

〔委員長退席、理事古池信三君着席〕

そこで、たとえばまあ肥料のやうなものにいたしましても、いろいろ肥料審議会だとか何とかいうやうな席上におきまして、原料が上るが上るまいが、一挙にして政治的の圧力によりまして、価格はこれでなければならぬというやうな一応の原価はとるやうなもの、非常な何といひますか、政治的強制力のあるものによつて、そういう原料の価格の吸収というものはなかなか認められないやうな工業もありまして。そういうことはむしろ政治上の情勢からいろいろおありになることと思ひますが、公益事業たる電気と同様にそういうものについても、同じやうな取扱ひを、これは一例なんです。が、されるということは、はなはだ需用家の立場としてはあまり賛成できないものでありますので、まあとにかくいづれの業種にしても、原則的には電気の大値上げをするというやうなことは、私どもは賛成できないのであります。

で、たとえばわれわれの地区におきましても北陸の電解、電炉工業というものは二十五工場をもつて連盟を作つ

てございまして、この連盟によつて、その消費する電気を一応北陸電気さんの計算上からいへば、三十億以上の赤字が出るというやうなことでございまして、これが非常に今の計算によけい使つて面からおそらく二十四、五億くらいなものはこの大口電力によつて負担されるやうな計算になるのじゃないかとさえわれわれは考えております。今のやうな急激な、大幅な電力の値上げというものはあまり私どもは賛成できないのであります。しかしながら、これをまず電気会社の側に立つて考えましても、なぜこんな大幅な電気の値上げが来るんだという、とにかく九億キロワット・アワーからの年間に融通電力を受けている、この融通電力の値段というものがまあ北陸電気の値段に比べて非常に大きな値上りであり、しかも、全体の使用から見ても、大きな量的ファクターも占める、こういうところはこの融通電力の値上げの大きさがあつて、しかもこれはね返りが、ほとんど大口の需用する工場に負担が来るといふやうなことで、こういうやうなことは、われわれ消費者もそうだし、電力会社もそうでありまして、一応やはり国家的の見地から考えていたでいて、いろいろの物価体系をあまりこわさないやうに、しかも、徐々にいふやうな形では、なかなか徐々といふやうな形ではありませぬ。で、聞くところによると、融通電力の単価というものの相当の値段のやうでござい

ますが、しかしこれとて、たとえば北陸は水力地区であります、この水力地区が二十五年から二十九年かぐらいの間に火力電気の非常に困つてい

代には、おそらく北陸電気から火力地帯に、価格にすると十数億というやうなものを融通して、これは北陸電気が応援した形になつていふと思つております。しかるに、昨今北陸のこの地区におきまして、いろいろな工業の勃興から、この電気の使用量が急速にふえたといふことであります。今も松根専務理事からも申されたやうに、まずこの二、三年たてば、相当の電気の開発もできやうというやうな際でありまして、こういうやうなことも勘案されて、要するに地区的な問題も、国家産業的に、もう少し大きな角度から割り切つていただいて、非常に物価体系をこわすやうな措置をとつていただくことは望ましくないものであります。で、この辺を政府御当局がお考えいただきたい。

しかも、私どもは電気はしろやうとですが、北陸は富山といへば日本一の電気王国なのであります。この電気王国に電源をどつきり持つていられるにかかわらず、北陸の電気というものは、九電力・会社と比べて送量が小さなものであります。しかも、自分のところには、電気をうんとかかえていられるので、水力から応援するときは応援するんだが、火力から今度応援される場合には、これは何も送電線によつてずつと来るわけではないので、北陸の電気の持つていられる電源から、それをただ帳簿の上で、あるいは実際的には交換するやうな形において電気の授受が行われるので、電力会社の計算はこまかいことは知りませんが、おそらくコストの計算なんといふものについて、かなり私どもの考えによれば、サバを読んでいるのではないかとさえ考えられるので、

こういうようなところもほどお考えになってやっていたら、非常に私は困ると思います。

それから特別料金制度の北電のお取扱いは、これは私どもは大賛成するわけでありまして、なぜかと申しますと、一本料金制度が電気の本来から言つたら、あるいはほんとうの理屈的には、それはさうかもしれませんが、わが国のこの電気事情というものは、これはずいぶん送電になつたり、九分割になつたり、いろいろ変遷は経てきておりますが、何のかんのと産業構造上、あるいは先ほど申した物価体系、そういうた需給のバランス、これらのものがうんと錯綜して今日の過程を踏んできておられますので、無条件にこれを御破算にして、この電気の料金をきめるということには大反対でございます。そういう意味におきまして、今回の北電の特別料金制度に關しましては、私は賛意を表するものであります。で、まあ、この北陸地区の電源地帯、こういったものは、いわゆる昔でいうと、豊富低廉な電気があるから、電気を工用として立地的によろしいんだというところからきておりますが、昨今の状態では、こういう優位性は、まことにおかしな格好でだんだんくずれ去らんとしております。こういうのも新規需用の増加によるものであります。しかし、今申しましたようにいろいろな物価体系や需給の状況、産業の構造、こういったものが織り込んできておられるわけでありまして、こんなものを一挙に御破算にしたときには、あゝと悪天候と輸送の非常な不利な状況のみが残るものでありまして、決して、私はもう少し大きな電気産業

的な意味から見て、この値上げに対しては無条件な大幅な値上げに対しては賛成できない、こういうことでございまして、どうぞよろしく一つ……。

○理事(古池信三君) ありがとうございます。

それでは次に、株式会社鉄興社専務取締役前島憲平君にお願いいたします。

○参考人(前島憲平君) 私は鉄興社の専務の前島でございます。

鉄興社としましては、総合電気化学工業を営んでおります関係上、各種の業界団体に参加しております。すなわちソーダ工業会とか石灰工業会とか、その他いろいろの会に關係してございまして、これらの關係における業界としては、今回の電力値上げは、ある事業につきましては致命的な影響があります。関係上、反対をしておる次第であります。従いまして私としましてはこれらの団体には關係なく、鉄興社独自の見解におきまして申し上げたいと思つております。当社は先ほど申し上げましたように、総合電気化学工業を営んでおる関係上、電力は相当多く使用しております。一カ年に約五億キロワット・アワーに達する状況でございます。今回の電力会社の申請通りの値上げをするとなれば、年間に二、三億の支出となります。しかもまた、一方おもに電力を使用して作る製品の輸出というものは、当社だけでも年間に約三十億の輸出をしておる次第でございます。いまして、輸出先はアメリカとか、ドイツ、イギリス、スエーデン等で、契約は最低一カ年、米国のときは三年の長期にわたる契約をしておる次第でございます。従いまして現在の電力の

単価で国際競争入札をいたしまして、これだけ輸出ができておるのでございまして、今後電力の値上げが行われれば、だいたい輸出が減退するのじゃないかというところを案じておる次第でございます。特に今年の春に、かかる、天災かもしれないが、非常な電力の不足を来たしまして、輸出品も数千トンの未納をきたしまして、国際信用を害してはなはだ残念に思つておる次第でございます。

○理事(古池信三君) 退席、委員長着席。

しかし、電力会社社長より、るる陳述されましたように、料金の値上げをして新鋭火力の増設とか、新規水力の開発等を行い、電力の量並に質の向上をはかるという話であり、この点につきましては私としても大いに賛意を表する次第であります。現在の電力単価は、あるいは見かけ上安価のように見えますけれども、実際には年中を通じて完全使用はできず、使用できる期間は二カ月とか三カ月程度であつて、あとの月には月により、日によりはなはだ増減があつて、工場の能力は非常に悪く、これらを考慮すれば、少々の単価は上つても、電力を豊富に得られることは、われわれとしては非常に喜ばしいことで、この点についてはある程度の電力の値上げはやむを得ないと考えておる次第でございます。この値上げについて申請の内容を見ますと、大口電力のみにしつ寄せをしておるような観があり、値上げは公平に、小口電力もまた一般電灯電力についても及ぼしていただきたいと思つておる次第でございます。

もう一つ電力について失礼でございますが、皆さんあまり詳しいことは御存じないと思ひますが、今回の申請中に負荷率の割引というものを廃止するよう書いてございまして、これは工場としましては、従来電力会社の非常な徳恵によりまして、相当の費用をかけた上で、負荷率の向上をはかった次第でございますから、この負荷率向上を簡単にこの際やめるといふようなことは不賛成でございます。

その他いろいろ申し上げたいことがありますが、私の意見としまして、これだけ申し上げておきます。

○委員長(松澤兼人君) 次に、中小企業界の立場からお話願ひたいのであります。福島県中小企業等協同組合中央会副会長、川俣精練株式会社取締役高橋利吉君。

○参考人(高橋利吉君) 私は福島県の高橋でございます。大体中小企業、率直に申し上げては小口需用の立場から一応申し上げます。

私は川俣精練に關係しておるのでございまして、私の地方、福島県といふあたり電気のことは、ほぼ全般のことばかりでございますが、福島県を土台として一応申し上げます。私の県では、幅幅織機、二十七インチ以上の織機が八千七百台、それから小幅織機が一千三百七台、合計一万台であります。それで大体におきまして年の生産が五十一億と、こういうような生産を持つております。それで電力量は非常に小さいので、小口でありますから、お話しにならんかもしませんが、大体現在におきまして三千三百六十万支払いをしております。それを区分しまするといふと、大体において広幅にいて三千七十万、小幅において二百九十万、これを匹に換算、まあ割当ててみますと、電力料金が広幅で三十円七十銭、現在の動力であります。それから小幅において十円三十銭支払つておる。これにかりに会社の御要望の二割一分というものを加算されれば、これ以上になると思ひます。われわれといふにいたしましては、われわれといふは、一〇％増産というように考えております。従いましてそれによつて採算いたしますならば、料金は三千八百円ほどになります。これは二割一分を加算いたしますならば、四千五百九十八万という新しい料率によるところの料金になると思ひます。それで仕事は御承知の通り中小企業でありますので、なかなかその価格差の負担というものは、われわれ業界は小さいのであります。容易でないものであります。ことにわが国の繊維は化学繊維が非常に発達して参りましたために、すでに生産が過剰になつておるのであります。それで販売の方におきましても相当無理がございまして、なかなかこつたようなことは、容易でないところと考えておるのであります。どうしてもわれわれといふは、これを調整して品質のいいものを作り、また優良な品物をコストを安く上げる。こういう場合、その反対の現象を生ずるようなことは、これはなかなか容易でないと思ひます。それでは、全面的にこの値上げといふことに對しては反対であります。しかしながら、先ほどお話しのように、三十五

年度には大体に第一目標に対して、豊富な電力をわれわれに供給して下さるというところであり、ある程度はわれわれもそういう大きな考えから、まあわれわれもいたしましてでもできるだけのがなければならぬと思ふのでありますけれども、全面的に賛成はいたしかねるのであります。

今回の東北電力さんの値上げは、平均が二割一分、最高が四割六厘、こういうふうになっておりますが、わが福島県といたしましては、御承知のように発電県でありますにもかかわらず、今回の値上げが、かりにこれが実施になりますとすれば、東京電力よりは、いな九電力会社の中でも相当高率なる電力料を払わなければならぬ、こういうような状態にあらざるで、需用家といたしましては全面的賛成は絶対的とはいへないのであります。これはいろいろ事情があらざるが、異常湯水期によるところの欠損を大衆に転嫁するといふような、これは語弊がありますが、そういうふうにわれわれとしては考えられるのであります。いやしくも独占企業でありますところの東北電力さんが、値上げする前に、もっと真剣な会社自体の内部の合理化をはかっていただくことが当然でないかとこれも考えております。三十一年度の上半期におきまして、あまり私は詳しいことはわかりませんが、安い金利をお使いになつて六分五厘で、わずかに八億円だけを開発銀行からお借りになる、その他は市中銀行から相当高率でお借りになっている。こういうようなことも一応考えてみなければならぬ、こう考へておるのであります。

ればならぬ、こう考へておるのであります。ことにまた、経営面から見ましても湯水準備金、あるいは利益準備金等の計上はいたしてありません。こゝに高率、高率といつては語弊がありますが、一割でもずつと継続的に配当を続けている。また従業員のベースにおきましても二百六十円、三公社のベース一万七千円と比較いたしますならば、まあまあ高率なる支払い、こうも考へております。また役員の手当であります、三十一年度から三十二年度、三十三年度から三十四年度の比較を見ますと二千二百九十八万円ばかり増額してある、これは二・六倍というふうな増加になつておるに記憶しております。少くとも設備の近代化をはかりまして、機械化を十分に活用されまして、できる限り人件費を軽減し、もちろん、そのほかにもいろいろございまして、もしこのままに会社の値上げをうのみにして、これが実施に入るといふようなことになりましますならば、わが福島県、いな東北の恵まれないところの中小企業は、振興どころか、実に沈滞の一途、あるいは破滅に追い込まれるような状態になるのじゃないか、こういうようなことも考へておりますので、どうか電気会社さんにおきまして、最小限度にとどめておいていただいて、あまり大幅なこの値上げは十分御自重願ひたい、こう考へます。以上であります。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございます。では、参考人の六君の御意見の御開陳は終了しました。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○藤田進君 時間がないうちでありますし、それぞれ委員の皆さんの御質疑もあるようでありますので、若干の点についてお伺いをいたしたいと思ひます。お伺いをいたします大きな点としては、新規の設備が順次増大して、これに關するコスト高、それから他地域からの融通電力料金の影響、こういったような点が主たる実情のようでありますが、先ほど高橋さんからも述べられたが、この前の二十九年度の十月にきめられたときの条件としては、三十年の四月以降料金については、一そのの企業努力をするのだという点と、それから税及び金利の負担の軽減の措置をこれは政府がはかるのだという、こういうことになつて昭和三十年四月以降再検討しよう、それが今日までできたわけでありまして、単純に電気料金を上げた方がいいか、上げない方がいいかといへば、これは安いほういい、上げない方がいいといふことは、これはだれも言うことだと思ひますが、ただそこに、その簡単にいかないところに、関係者の悩みがあるわけでありまして、ことに本年度国家予算との関係、この影響するところが、あるいはインフレの傾向になりはしないか、諸物価の値上げに大きなやはり電気料金が役割を演ずるといふことも、政策として問題がありましようと思ひますので、この際企業努力がどの程度、資料を見ますとロス率の低減とあります、その他企業努力の点、どういふふうにおもな点を努力されておるかお伺いをいたしたいし、それから公租公課、税、あるいは金利その他の主として施策に待つ面で、どの程度の軽減がはかられてきたのか、はかられてこなかつたのか、まあ私の見るところでは、税制上の関係は、金利等を含めて、必ずしもこの前の決定のときの条件とは逆行したようにならうに考へるのであります。しかし、この点が、東北、北陸並びに松根さんの方でどういふ恩恵を受けてきたか、こないか、この点をお伺い申し上げたいと思ひます。一つ一ついきましよう。

○参考人(内ヶ崎實五郎君) ただいまの御質問であります、企業努力をどしたかというお話でありまして、それが、それは先ほどの陳述でも申し上げましたが、ロス率これがまた非常に大きな問題であります、前回の申請の際には二三・四％でありましたが、それを今回の申請におきましては一六・七％に減つておりますので、相当にロスの低減ということには努力をいたしましたつもりであります。それから人件費の問題であります、それから人件費の一番はつきりわかつては、これは、先ほどの陳述にも申し上げたのであります、前回の申請では一万五千二百人を基準として申請いたしました、今回は一万五千五百人、二百人減つております。しかも、設備は先ほど申し上げましたように、五六％も発電力において増加いたしております。そのほか、いろいろな設備も先ほど申し上げたように相当に増加いたしております。それにもかかわりませず、人間の数はかえつて減つております。このことで大体おわかりいただけるところではないか、かように考へるわけでありまして。

それから金利、税の軽減の問題であります、これは連合会の方から松根事務が出席いたしておりますから、全般的の問題として、これはひとり東北電力だけの問題ではありませんが、で、全般的にお答え願ひ方がいと思ひますが、ほとんど税の軽減は、軽減の方じゃなくて増税になつておりました、きつめて最近におきましても、設備使用料は相当値上げになつております。金利の方は、何がしか下つた面もありませんが、御承知の通り足踏み状態になつておるので、一時は何がしか減りましたが、開発銀行関係の六分五厘は据え置、一、二厘いゆる長期の金利、市中銀行なり、あるいは債券発行銀行からの金利は何がしか下つておりますが、これはあまり大きな額にはなつておりません。そういうこと、は、おそらく連合会の方に、何か数字的の根拠が、あるいはあるかもしれませんが、私は大体以上だけをお答え申し上げます。

○参考人(西澤蔵君) 北陸から御回答申し上げます。先ほど申し上げました資料の方で、資料の十ページにロス率の数字が出ておりますが、私の方は一・一％という、非常に低い数字でございまして。全国的には一五・五％になつておりますが、これまで一八・五％から一・一％までやりますには、いろいろな設備の改良から、技術的に非常な努力をいたしておつたのであります。なお、その下に「一人当たり販売電力量の推移」というのがございまして、これはむしろ電源開発が進みましたが、これは人のふえな割合に電気がふえた。しかし開発いたしたというところ、発電設備がふえ、変電設備がふえ、送電線がふえるわけでありまして、いずれもそこに人が配置されるのであります。そ

ういふふに、増加すべき人が、あとで申し上げますけれども、かえって数が減っておりますので、従って二十六年のときは三十五万三千キロワット・アワー余りの一人当りの販売電力量が、三十一年の実績で六十六万でございまして、三十二年の推定では、七十三万キロワット・アワーくらいに予定でございまして、そういうふうな状況でございまして、九ページのところで、二十九年度と三十二年度の原価の關係の比率が出ておりますが、人件費のところでは、二十九年のときは、六千八百人ということで申請いたしておたのでございまして、今回は五千九百四十二人でございまして、先ほど申し上げました電源開発で、約六五〇、二十三万五千キロほど増加いたしましたのと、今回また三万一千キロ増加いたしました。そういうふうな状態にあるにかかわらず、かえって人数は百名ほど減っております、こういうふうな御承知を願いたいのであります。こういうふうで、いろいろ機械化もいたしまして、また、技術的にもいろいろの研究もいたしまして、あらゆる面で企業努力をいたしておることを申し添えておきます。

それから金利の問題は、今、内ヶ崎社長からお話がございましたように、これは電気事業の全般の問題でありまして、なかなか下りません。やはり開発銀行の金をできるだけよいだけぐうになつておられますけれども、これもやはり一定の基準がありまして、工事量に比例してお借りすることになつておりますから、やはりあとは市中あるいは興銀、長銀の金利の高いうでございまして、あのときのお

約束通りにはなかなか下つておりません。これだけ申し上げておきます。

○藤田進君 全般的に、これは要するに東北、北陸のみならず、ひいては全国的に、いわゆる全国的な電気料金の値上げの発端になるんじゃないか。これに関連して、今比較的反対とか、需用家の皆さんの御意見もお聞きか、需用家の皆さんの御意見もお聞きか、北陸ばかりでなく、他地方からも反対的な意見が需用家の側から述べられておる。これは無理からぬことだと思ひます。これについては、昭和三十一年の四月以降は、企業努力もするし、税金なり金利なり、そういう面で料金の値上げはしないようにやろうではないかというふうな条件があつたように思ひます。企業努力の点については、今若干の点について触れたのであります。その後、たとえば財政投融資については、優先的に電源開発に多量に回して金利の軽減がはかられて、キロワット当りの開発資金もコストも、かなり軽減したとか、あるいは高橋さんのお話を聞くと、かなり電源会社はけしからぬように私も私も聞いておるわけでありまして、そんなに高い金利のものを借りなくてもよさそうに思ひます。それから税の問題については、これは政府が議院に提出すべき性質のものではないかと、これについても、若干の後料金の上上げに関連して話があつたのかどうか。現在のところまだ電気その他基礎産業に対する直接的減税とかいうふうなものは、あまり多くは見当たらないわけですが、それらについて、もしおつかみになつておるものがあれば、この際お聞かせを願ひたい。

○参考人(松根宗一君) 今、藤田委員からお話がありました通り、びつたり合いますかどうですか。今の企業努力の点を、もう一ぺん九社の現状を申し上げますと、大抵人間は減つております。約当時に比較して、二割ぐら減つております。それから販売電力の減つております。それは七〇%ぐら減つておりますので、結局一人当りの販売電力量というものを算してみますと、一人の扱い高が約六九%ふえておる。これはまあそういう一つの機械化、合理化、企業努力ということになるだろうと思ひます。それからもう一つはロスの問題であります。これは二十九年度が約二二%でありましたのが、今九社平均では、一八%に下つております。これは累年ずつと低下してきております。それから石炭消費量でございまして、これは需用者には関係ございせんが、間接にしかございせんが、これも大体キロワット当りの消費量が、二十九年度が〇・七二、三十一年度が〇・六四というふうな大幅に下つております。まあこういうふうな、わかりやすい企業努力の結果を申し上げてみますと、そういうことです。

それから金利の問題は、今、内ヶ崎社長からお話がございましたように、これは電気事業の全般の問題でありまして、なかなか下りません。やはり開発銀行の金をできるだけよいだけぐうになつておられますけれども、これもやはり一定の基準がありまして、工事量に比例してお借りすることになつておりますから、やはりあとは市中あるいは興銀、長銀の金利の高いうでございまして、あのときのお

が逼迫してくるし、電気も足らぬ、これは大へんだといふので、昨年のくれに追加して、四十億開銀利子をつけて借りました。これは、こういうふうな大幅な電源開発をやらなければならぬといふので、四百億をお願いしたのであります。四百億というように減つております。そこで一般の金利は、当時から見ますと、確かにお話しのように、社債、市中金利ともに低下してございまして、おそらく一割が八分ぐらになつて、おしなないかと思ひます。従つて全体としての金利の率は下つておると思ひます。ただ、最近金利もまた上りかげんのところへもつてきて、非常に資金が足りない。今年度の全体の九社の所要資金が約二千四百億ほど要するのであります。ところが、とりあへず二千二百億程度までいこうとしておりますが、社債の発行も非常に窮乏でありますし、市中の方も相当融資がむずかしいものであります。一応二千二百億としても、二百億くらいのお金が足らぬ勘定に今なつております。これをどういう形で調達するか、今政府の方にも政府の余裕資金の放出を、社債市場なりあるいは開銀融資を通じてなり、やつてもらうことをやつておりますが、金利自体ということよりも、むしろ金の総量に相当問題がございまして、思ひます。

○藤田進君 東北、北陸両社にお伺ひするのですが、要するにかつての再編成のときに電源の歸属というところで、いふん話し合いがなされた結果、現状のようないかに当時落ちついたと思ひますが、振り返つてみると、東北、北陸のようないわば電源地帯の会社におかれては当然行政区域とかあるいは配電せられる区域とか、そういうものからこれを単純に見れば、あるいは東北の場合に猪苗代を中心とする電源といふものは東北に歸属すべきではなかつたろうか、あるいはまた、北陸について黒部も同様言い得るわけですね。他社の配電区域を通したタコのように長いところに、ぼつんとどつかに東京電力や関西電力の発電所がある。今日見ると、そういう電源の歸属に若干のやうな問題があるからして、將來の見通し等の誤りもあつたのか、会社の力というか、要するに少し無理な開発が需用の伸びに促つてなされ、その開発の結果は大口需用という形で、比較的金の安い需用構成が占めて、比較的料金の安い需用構成が占めて、ほとんど金も料金もあつた話だ、損得は別として、需用を満たしてやうといふことで、ほとんど作られたよ

えと思ひます。それから重要物産免稅、これも廃止になりました約五億、それから水利使用料が上りましてこれは約十億、これで全体で二十五億ないし三十億ぐらひの公課といふんです。そういうものがふえる勘定になつております。これらについては、たびたびそのつど各政府、議会方面にも陳情をいたしましたのですが、お取り上げを願へませんで、逆に税金がふえるというふうな格好になつております。

○藤田進君 東北、北陸両社にお伺ひするのですが、要するにかつての再編成のときに電源の歸属というところで、いふん話し合いがなされた結果、現状のようないかに当時落ちついたと思ひますが、振り返つてみると、東北、北陸のようないわば電源地帯の会社におかれては当然行政区域とかあるいは配電せられる区域とか、そういうものからこれを単純に見れば、あるいは東北の場合に猪苗代を中心とする電源といふものは東北に歸属すべきではなかつたろうか、あるいはまた、北陸について黒部も同様言い得るわけですね。他社の配電区域を通したタコのように長いところに、ぼつんとどつかに東京電力や関西電力の発電所がある。今日見ると、そういう電源の歸属に若干のやうな問題があるからして、將來の見通し等の誤りもあつたのか、会社の力というか、要するに少し無理な開発が需用の伸びに促つてなされ、その開発の結果は大口需用という形で、比較的金の安い需用構成が占めて、比較的料金の安い需用構成が占めて、ほとんど金も料金もあつた話だ、損得は別として、需用を満たしてやうといふことで、ほとんど作られたよ

えと思ひます。それから重要物産免稅、これも廃止になりました約五億、それから水利使用料が上りましてこれは約十億、これで全体で二十五億ないし三十億ぐらひの公課といふんです。そういうものがふえる勘定になつております。これらについては、たびたびそのつど各政府、議会方面にも陳情をいたしましたのですが、お取り上げを願へませんで、逆に税金がふえるというふうな格好になつております。

○藤田進君 東北、北陸両社にお伺ひするのですが、要するにかつての再編成のときに電源の歸属というところで、いふん話し合いがなされた結果、現状のようないかに当時落ちついたと思ひますが、振り返つてみると、東北、北陸のようないわば電源地帯の会社におかれては当然行政区域とかあるいは配電せられる区域とか、そういうものからこれを単純に見れば、あるいは東北の場合に猪苗代を中心とする電源といふものは東北に歸属すべきではなかつたろうか、あるいはまた、北陸について黒部も同様言い得るわけですね。他社の配電区域を通したタコのように長いところに、ぼつんとどつかに東京電力や関西電力の発電所がある。今日見ると、そういう電源の歸属に若干のやうな問題があるからして、將來の見通し等の誤りもあつたのか、会社の力というか、要するに少し無理な開発が需用の伸びに促つてなされ、その開発の結果は大口需用という形で、比較的金の安い需用構成が占めて、比較的料金の安い需用構成が占めて、ほとんど金も料金もあつた話だ、損得は別として、需用を満たしてやうといふことで、ほとんど作られたよ

うな気がするわけですね。これから先の開発について、かかる料金改訂をしなれば、自今開発ができない。そういうことよりも、過去の少くとも昭和二十九年十月以後の開発にかかるものを含めて料金改訂を必要とされる。こゝに、振り返って見ると、その電源の帰属という点については、これは今とやかく言うわけじゃありませんが、将来の参考のために、若干やはりあな方面社の地域から他の方に帰属が移っているのがかなり大きいのがあつたわけで、そういう点については、今日どういふお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(内ヶ崎賢五郎君) 答えたいんですが、再編成の際に、ただいま藤田さんからお話があつたようなことが非常に論議の中心になつておりました、九つの会社にするとか、あるいはもつとほかの数の会社にするとか、それに伴つて電源の帰属の問題、これは非常に大きな問題として論議されたのであります。あの当時におきましては、あの程度に落ちつかないといふと、再編成ができなかつたといつたやうな関係から、われわれ水力地帯のものとしてはまことに遺憾千万であつたのであります。あゝいふところでは一応しんぼりしたといふことでありますから、いわゆる電源が属地主義によつて、その地域にあるものはその地域の所屬であるといふことは、今でもわれわれ大いに望んでおる次第であります。しかし、これを望むからと申して、それを実行に移せといつたやうなことに、われわれはちやうちやせざるを得ない。と申しますのは、ただい

ま電力業界は一応の落ちつきを見せております。これはまだ再々編成とか、そういうふうなことで取り上げられることは、私個人としては少くとも日本発展のためにはよろしくない。ごたごたするのが一番いけない。日本は現在総力をあげて、総力を結集して再建をはからなければいかぬ時代である。その際でありますから、がたがたすることが一番その支障になる問題になるというふうには私は考えております。それでわれわれといつたしましては、はなはだ不満ではあるけれども、しんぼりせざるを得ないのだといふふうに考えております。ことに、ただいまお話しのように、東北にありながら東京電力に帰属している水力発電所は約五十万キロワットありますが、これがかりに東北に移つたために東北が非常によくなる。しかるに東京はその影響を受けないといふことであれば、大へんけつこうだから、ぜひとも一日もすみやかにこれを実行に移すようにわれわれは努力したいと思ひますが、逆に東京電力の側から申しますと、これは非常な大打撃になりますといふことで、がたがたするだけであるといふことで、われわれは一応しんぼりするのでありまして、私が東北七県に供給責任を持つておる者としては、それでははなはだ冷淡ではないかといつたこともなるわけでございますが、それは必ずしも冷淡ではないと自分は確信をいたしております。第一、がたがたするやうなことは、日本全体としていかぬといふ問題、それから東北に局限してこれを考へてみまうといふと、現在東北は現行料金は、今申請しているのを除いて、現行料金は最も安い料金でもつて

大口電力を供給いたしております。帰属はただいまのようになつておつても、東北の地域は一番安い大口電力を供給しておる。こういう状態でありまして、わが東北七県民に対しては、私は責任は十分と申せませんが、責任を怠つておるといふたうに考へておられません。おかげをもつて東北の開発は相当に進行いたしております。工場も続々立地されておる、かような状態でありまして、できるだけよその会社には迷惑にならないように、自分らの区域においては独立独歩でもつて、最も立地条件のいい、電力の面から申せば最も立地条件がよくなるやうな立場に東北電力を持つていこう、かように考へまして、今回申請をいたしたわけでありまして、今回の申請の結果ですね、大口の電力におきましては、まあお隣の北陸さんの方も一階に申請しておりますので、全国的に五百キロワット以上の大口電力は、この申請がそっくり御認可をいただいたとしても、その次に安いところの東京電力には、すれすれの線まで参つております。別に高くなつておらぬといふたやうなことから、東北の産業興隆にはあまり大きな影響を与えずに済むのだ、かように考へておりますので、とにかく日本全体の復興のためには、この際こゝろでしんぼりして、自分らは、できるだけ企業努力によつて、自分の区域の電力供給の安定をはかる、かように考へておるわけでありまして。

○参考人(西泰蔵君) 北陸電力の方に御質問があつたやうであります。電力は一応お答えを申し上げます。電力再編成当時に、今内ヶ崎社長からお話

しになつたやうに、この地方帰属、属地主義、これが非常に叫ばれたのでございまして、それで九分割が一応きまりまして、ちやうどそのときに、属地主義にした九分割にするか、あるいは現在のやうな潮流主義の九分割にするか、だいたひ議論があつて、まさにその属地主義に近きやうなときに、非常に問題で、議会でもやかましくなりました。結局ボツダム政令で現在のやうな潮流主義になつたのであります。この点は藤田委員も十分に御存じだと思ひます。

○参考人(西泰蔵君) 北陸電力の方に御質問があつたやうであります。電力再編成当時に、今内ヶ崎社長からお話

なつておりますが、これはいろいろキロワット・アワー当りのやつもいろいろこゝに出ておりますが、要するに日本的に見まして、まだ非常に安い水利地点がたくさんある。

そこで今回私どもの方で申請いたしました特別料金は、先ほど申しましたやうに、今後開発するものはどうして高くはなるか、一応長期安定料金にする。またことし一本料金にしますといふと、また二、三年して上げなければならぬじゃないかという心配が起りますので、これは産業界を混乱するものもある。それで長期安定するに、一応二段料金にしておいていただきます。二段といふのは、特別料金をとらせていただきます。特別料金をとらせていただきます。と、必ず五、六年長期安定料金となり、ことにこの有峰開発ができましたら、需用構成にもよりますけれども、りっぱに仕上げてできる。そして今のように特別料金を幾分、調整といひますか、ができる、こゝろいふに考へておりますので、北陸地方としましては、十分御認識をいただけたと思ひます。

ただ、その属地主義については、北陸地方では今でも非常にやかましいのであります。ちやうどその黒部川の電力を関西に持つていっておることは非常に不合理だ。ことに関西では、今度火力料金に融通料金を持つてきて、そゝうして向うはある電源を……、水力は向うは一円数十銭のものを持つていて、非常に不合理だといふこと、非常にやかましい議論をされております。されておりますから、これは遺憾ながら仕方がないのであります。が、われわれ電気事業としては、先ほ

ど内ヶ崎社長がおっしゃったように、非常に電気事業全体を混乱に陥れぬように、お互いが緊密に手を握っていきたい。そして一般産業に支障のないようにやりたいというので、今日こうして、ないところの融通電力をお互いに無理して協力してやろうということになっておる次第でございます。その点十分お考え願いたいと思います。

○藤田進君 北陸は特別料金を今回新しく構想されているわけですね。で、これもバラエティに富んだやり方であり方、テスト・ケースとしてでもやってみた方がいいんじゃないかというのが、電気事業連合会の趣旨のように聞えたわけですね。で、これはおそらく現行法、法規上からいけば、やはり原価主義を貫かれる建前で、このことは進められると思いますが、法の改正のない限りそうなると思いますが、その特別料金を設定されると、自然原価主義から見ても、これは常識的にはわかるのですよ。既得権を擁護する趣旨から、既設の事業ですね、電気を多くお使いになる需用家が、電気代が安いと思っ設備をしたのだから、その後他の事業場その他がふえて、事業量がふえてですね、新しい発電所を作る、よって電気代が高くなる。おれたちは安いときに、安いと思って投資的な計算もやってきたのに、他の事業がふえたために、おれの方まで上るといふのじゃけしからぬという、この素朴な声はわかるし、それにこたえようとする点も、新規事業に対して特別料金として高くしようというのかわかるが、ただこれを技術的に見ましてね、ことに全国的な料金設定という一つの大きなやはり目から見ると、若干やはり問題が

あるのじゃないだろうか。年々減価償却もあつて、まああくまでもこれを是とされて出されたのでしようけれども、もし北陸だけというわけにはいかなくて、これが特別料金というあの形が認められないならば、別の形の用意があるのかどうか、東北流な、やはり計算の方法になるのかどうか。

それから東北電力の社長にお伺いしたいのですが、東北の場合、同じ水力を主として、今度火力を若干考えられたいようですが、大体しかし条件は北陸と似ていると思うのですが、北陸においてはかような特別料金を出す。東北においては出さない。それで、その点が東北振興といつたような事情もあるというふうにも聞えるわけですが、あれども、それじゃ北陸は北陸振興を考えていないのかということになる。どうも両社同席になってお答えになり、むずかしい点もある。そこにとりしても独特の事情がそれぞれあるとすれば、一本料金を従来と多少違った点でおやりになった点は、われわれある程度わからぬでもないのですが、今度新たに特別料金というものが出てきた場合東北の方はそれはお考えになつていないのか。これはやはり私電気事業連合会というものが全国的に見ても、料金の体系とか、論議というものが、そんなにばらばらになることは、私は危険性があるように思います。電源地帯はそれじゃ電気代を安くしろというふうな問題も、高知県あたりにはかつて出たと思うのです。電気事業連合会では、かなりこれは問題になつたろうと思うのです。そういうことは、必ずしもバラエティに富んだ、まことに妙

味を発揮するということに聞えるが、これは一つ私は政府に、そういうことを認可するかどうか、これは政府について改めてたゞしませんが、問題があるのじゃないだろうか。そうすれば第二段がどういふふうにかえられるか。東北ではなぜ考えなかつたのだらうかという点を、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(西澤慶君) ただいまの御質問でございますが、もちろんこれは原価主義でございます。原価主義の基準に従つて配分をいたしております。先ほど申し上げましたように、非常な急激な需用が増加いたしましたのは、大口産業の、そういう電解、電炉の工業がおもなものであります。そのために原価配分いたしましたという、今の大口の五百キロ以上の需用家に原価が非常に集中して参ります。集中して参りますので、それを一般的に全部に開きますという、いろいろ先ほどからちよつとお話があつたように、旧来の需用家にも非常にかぶるところが多い、そういうようなところから、いろいろ研究いたしました結果、将来の新規電源開発をやります原価は必ず高くなる、申し上げましたように高くなるのを、この際はやはり産業の需用家の方で計画を立ててになるのに、正しい基盤に立つてお立てになつた方が間違いない。それにはどうしてもこの特別料金の制の方が、かえつて需用家の方の工場計画に安定感が与えられるというところを考えたのであります。それでちゃんと計算はこつちはやつております。それで万一にも一本料金になりまして、この大口の三千キロ以上は二一％になつておりますが、この二段料金を

一本料金にしますと、二八％になります。それから三千キロの一般の方は三五・六％、それから特約の方が三〇％になります。こういうふうな非常にこの率が旧来の需用家にもよいかぶりますので、新規需用の方は実は今回需用に応じます前に、増加をなさいますのはよろしうございしますけれども、電源がなかなかあな方の需用に追つてつかない。そこで新しく融通電力をもちつてくるが、融通電力もないのだ、ないから結局は火力料金になるのだが、そういう料金でもあなたは計画は立ちますかということに十分に念を押しまして、新しい設備には高くてよろしいということが、お互いに默契がついてあるのでございます。そこで新しい工場の方の分だけを二段料金にして、将来の正しい基盤を一つ作つていただくというの方が正しいと考へたのであります。

○参考人(内ヶ崎賢五郎君) まあこの問題は、だいたいいろいろな議論が出ることを思ひますが、電気料金の正しきあり方と申しますか、そういう方面から申せば、まあ私は二段料金なんというものは考えられぬというふうにか考へております。それは自由主義経済といたつたような立場から見れば、もう当然これは問題、議論はないと、こう考へますが、ただそれを今の日本の状態において実行に移す場合に、そこまでいくかどうかというところに議論が分れるのではないかと考へておりますが、まあこの問題が実際に起きたの、前回の料金の値上げのとき……、ただいま藤田さんからもお話がありましたが、この際に二社と七社に分れたのです。まあ議論がありますれば、あの際に相當に議論があつたはずではないかと、こう考へておるのであります。まあ、どちらでもその地区の事情に応じてやるのがよろうという公聴会あたりの意見も参照されて、通産大臣が認可されたと考へておりますが、あの当時の事情と今も変りはないのだというふうには私は考へております。そうしてのおのおのその地区の状況によつて、これを判断して採用したらいいじゃないか。それでまあ北陸のよりに、今回はああいう程度のことをやるということも、これは考えられることでありまして、また、私どもの方はただいま鉄興社の前島さんの方からお話がありましたように、負荷率割引もとにかく残しておいてほしいというお話しであります。あの程度のことは一つ御勘弁願おうと、それで完全に一本にするといつたような程度にするのが、東北のために最もいいのだ、いろいろなお話し、御意見を各方面から値上げ申請について承つたのであります。それを総合的に私判断いたしました。やはりこれから東北の総合開発を相當に強力に進めていかねければならぬ立場にある東北としては、どうも妙に高い料金を新しい需用家におかけするといふことは、総合開発のためにこれはとつちやいかぬことじゃありませんか、これを一口に申せば、赤ん坊が生れる、日本の人口が増加する、赤ん坊には高い電気料金を課するといつたようなこと、これはどなたがお考えになつてもちよつと変な話じゃないか。新しい需用、赤ん坊です。この新しい需用の赤ん坊には高い料金を課する、これはちよつと考へ

られぬ。それは理屈でありますから、しかし何かそういつたようなことも考えざるを得ぬ時代、あるいは産児制限をやるとか、そういつたようなことも考え得ることでありますからして、ときと場合によつちや必要であるかもしれぬ。しかし東北としては、今総合開発を推進しようという立場におるのでありますから、それには電力が非常に大きなファクターになってくる。そういうことから東北の現実の状況から考えてやはりとるべきではないというふうに判断いたしております。以上であります。

○豊田雅孝君 簡単に一、二点お尋ねをしておきたいと思いますが、今回の電気料金の引き上げに関連いたしましたして、先ほど高橋さんから、ほとんど致命的な影響を中小企業として受けるというような意見の陳述があったのであります。要するに、この大企業にも、もちろん大きな影響を与えるであります。ところが、それは損得の問題である。しかしながら、中小企業関係については、ほとんど生死の問題になるというような意見陳述があったと思うのであります。この点について、電力会社として、零細な中小企業に対してどういう今後電気料金中心にして考慮をめぐらされるおつもりであるか、その点電力会社側と、電気事業連合会の松根専務にお答えを願っておきたいと思うのであります。

それともう一点は、すでに今までに藤田委員がお尋ねになったことかもしれぬですが、私、中座しておったものでありますから、もし重複しておれば、それなりにお答え願うっていいと思うのであります。その問題は、九分割

せられたその後の事情は、当時と相当變つてきている点があると思うのであります。要するに、今後電力の増強をはかる上において各社間の電力の融通の問題、特に昼間電力と夜間電力の融通の問題等があると思うのであります。九分割が電力会社の経営合理化、特に電気料金の問題について有利であると見られておつたのはどういふ点であるか、あるいは今後不利であるといふように見られている点はどういふ点にあるのか、この点を電力会社側と電気事業連合会、両者の方から伺つておきたいと思つております。

○参看人(内ヶ崎賢五郎君) それでは私から最初にお答えいたしますが、中小企業の電気料金の問題であります。が、ただいま高橋さんから、東北電力においては二割一分二厘の値上げになる、こういうお話でありましたが、中小企業関係に対しては、そうじゃございませんで、平均が二・二でありまして、大口電力の方に主として大きくかかちまして、大体中小企業関係、電灯等の方は約一割値上げのつもりで、大口の方が約三割見当であるというところでありますので、平均は二・二でありまして、平均して中小企業の方に御負担願う、かようなつもりはないのであります。従いまして中小企業の問題に対しては、電力会社としても十分に考慮を払ったというつもりでございます。中小企業の問題は国家的大問題でありますから、われわれといたしましてはその点に十分に念頭に置いて、できるだけ御負担は一つ軽くお願いする、こういうことで、ただいま申し上げたようなふうに今申請

いたしておる、こういう事情でございますから、御了承をいただきます。

それから九分割の問題であります。が、これはたゞいま藤田委員から御質問ありまして、私の所信を申し上げましたが、まあ現在せっかくああいう九分割という線を出したのであります。が、あれが、六年前にあの線が出ますまでには、たしか二年半くらいと思いますが、三年近くがたがたやっておりまして、やっときまつたのであります。それを今さらまた、何がしかどうい

るのでありますから、今回の料金値上げの結果としても、ほかの会社は据え置きだといたしましても、そう見劣りはしないのだ、こういうことでありますから、御迷惑はかけない、日本全体としてがたがたするといったようなことで、日本の再建が足踏みするといったようなことにもならんで済むといったようなことから、われわれ二社において、まず自らの態勢を整える、かようなことにいたしましたわけでございます。

○参考人(西森蔵君) 北陸としてお答えいたしますが、中小企業の料金につきましては、実は先ほど私どもの方で特別料金を設けた、これは明らかに中小企業なり一般の電灯需用家の方を上げないという思いからでございます。従つて一六・二%ほどに上るのでございますけれども、十分にその点は配慮をしまして、将来いろいろ送電並びに工事負担金とかそういう問題もございます、送電いたしますのに。そういうところに十分に配慮いたしますように今回が心がけております。

それから九分割の経営の合理化の結果、有利であったか不利であったかという御質問でございますが、今内ヶ崎社長からもお話がありましたのが、同感でございますけれども、結局九分割をしましたために、北陸、東北があしって水源地帯の区域ができたのです。従って非常に料金の安いしかも化学工業、いわゆる電気を原料にした工業が北陸、東北にできた、これは電気を原料にする、のできた製品が初めて大阪その他名古屋とかいうところに参りまして、製品化するわけであります。これがかりに九分割がしてなかつ

たとしますと、大阪と北陸と中部と一  
緒にもなっておりますから、料金が  
同じといえますか、そういたしますと、  
いわゆる電気を原料にする製品と加工  
する製品との違いから見まして、やは  
り九分割にされておった方が、電氣的  
に非常に有利だろ、需用家から見ま  
してそういうふうに考えております。  
そこで今回は、融通電力の問題で、  
いろいろ火力の電気を融通してくると  
いうようなことになるわけでございま  
すが、これはあくまでも私は暫定的の

ものだと思っています。われわれの方でも有峯開発なり今後の開発を一生懸命やりますが、これが一応三十五年に需給バランスのとれるほどに考えておりますので、今それができまうというところ、先ほどの料金も幾分調整ができればないかと思っています。従いまして融通電力等の今回の融通電力は一応暫定的なものだと考えていただければよくはないかと思っています。以上でございます。

経営形態の問題についてお話がありましたのですが、事業の経営形態というものは、必ずいい面もあれば、悪い面もある、これはもう絶対理想的なものだということは、必ずしもある時期には言えるかもしれませんが、長い時期には必ずしもそれは言えないというようなものの見方が私は正しいのじゃないか。たとえば今九分割に反対の立場をとりますと、全国一社にしたら、

行わねまして、日発というものができたわけであります。当時、もちろん戦争の影響もあつたでしょうが、果してこれが非常に能率的な経営であつたかどうかといふことを考え、顧みますと、必ずしもこれは全国一社がいいと、今言ひ切れないのであります。あるいは、あの状態で戦後今日まで来ておりまして、果してこの間これだけの電源開発なり、電気事業の発達ができ

○阿部竹松君 松根さんにお伺いいたしますが、髷頭のお話しの中に、この東北さんと北陸さん以外に、赤字で敎社がまた値上げをしなければならぬというような状態にある、三社か四社でも敎社ですし、五社、六社でも敎社というふうに判断できるのですね。もう少し具体的に、大体どことどことだということよりなお話は伺いできますか。

けれども、料金を値上げをしなければいけないまでいかないかもしれない。こういうようなところでございます、どことどことは、どうして何月から値上げしなければいぬというはつきりした実は私見通しを持っておらぬのでございますが、もう少しすると、それがはつきりするのじゃないかかと思っておりますが、この辺で一つどうぞ御了承願います。

石炭が半額で入るときは黙っていて、  
今とたんに、炭価が二、三百円上った  
ときに、直ちにこれはこうしなければ  
ならぬというようなことは、どうも納  
得ができないのですが、こういう点は  
どうなんですか。二年前、三年前の経  
理内容について、お伺いしたいんです  
が……。

○参考人（松根宗一君） 今のお話し、

て、それが需要家に還元されておるの  
が、今の電気会社の経理の姿なんであ  
りますので、言いかえますと、増配を  
するわけでもありませんし、役員賞与  
をたくさん取るわけでもありません。  
従業員のス・アップでは相当あり  
ますけれども、それが多量に社外に流  
れ出るといふことはないのでありま  
す。ほとんどそれが大部分社内に蓄積  
されて、それが安定設備になって留

○参考人(松根泉 君) 史はまだ今期の決算数字をはっきり承知しておられないのでございます。この期の各社との。しかしまあ大体推察してみても、さつき申し上げたので、さらに今期の一番問題になる点は、石炭がどうきまるかということが、非常な大きな私けファクターだと思ふのです、黒字になるか、赤字になるかといふところの。さつき申し上げましたように、大体今年度の石炭の使用量が千四百萬トンであります、せいぜいそのうち四百萬ぐらいのものは油でやるべしとしても、油は石炭よりもまだ高いのであります、そういう燃料事情が、佐上りがまあ八十億から百億ぐらいにねえりやしないか、これは九社に分けますと一社十億ぐらいになるわけであり、すけれども、實際は火力を使いますところは固まっております、その影響がまあ非常に違うわけでございます。従いまして火力を特に使います九州のようなどところは、私はこの石炭の価値

ように數百億の黒字が出たという例は  
 ありません。ごさいますか、豊水石炭が要らなかつたといふことと、石炭が安かつたためにいわゆる黒字が出まして、それによつてさつき申し上げた、いろんな原価の高騰も吸収し、同時に社内保留としてそれが安い建設費に回つて、需要家に還元されておるといふ状況は、一応言えると思つたのでございます。それで、それではなぜ、そのときに料金を、値下げをしないかという問題でございますか、これは石炭が上つたり下つたりする場合に、こゝろ、電氣料金を動かすといふことは、むしろ需用家として困るのであります、ある程度の期間は安定した料金で供給するというのが、この事業の性質上ほんとうだと思ひます。そこで電氣会社の赤字がだんだん出て参るといふことは、それが耐えられるまでは料金の値上げはしないといふことになりまして、過去の蓄積でそれだけ値上りを

家に還元していくという形をとつておられますので、そういうものが蓄積されて値上げを今日までだんだん押えてきておつた。その蓄積の差が、早く料金を値上げをせざるを得なくなつてきたのを値上げをする時期が先になるといふような、差を生ずる一つの大きな原因にもなつておるかと思ひます。御質問、そういうことでよろしゅうございますか。

○阿部竹松君　もう一つ委員長、発言を許していただきたいんですが、さしませんが、これもお話の中にございまして、ほかの品物であれば、多く生産すれば生産するほど安くなる、しかし電気は生産すればするほど高くなる、こういうお話がございましたね。なほ、ほとんどの都会を中心にしてだんだん発展していくんですから、今度速くへいく、電線架設ですか、つまり電柱もたくさん建てなければならぬでしよう、電

も延ばしていかなければならぬ、しかし、その割には使用するキロは少いので、コストが高つくという意味は私わかりません。しかし北海道においては、北海道電力は、これを受益者負担だといつて十万円かかることを、五万円から六万円も取っておるところがあります。それが北陸さん、あるいは東北さんでも、受益者負担だといつて、相当受益者に対して金額を出してもらって電柱を建てたり電線を引き延ばして、そうしてやっておられるそうです。それから、どうも松根さんの御意見はちよつと逆にとれるんですが、これはどうなんですか。

○参考人(松根宗一君) 私の説明が悪かったのか、お聞きとりようが悪かったのか知りませんが、私、たとえばだんだん作れば作るほど高くなるという理由は、電線をたくさん引くから高くなるというのを申し上げたのではないので、今までの、戦前の発電所が非常に安かったわけです。それから終戦後も安かった。ところが、最近になりましての水力の地点が、一番大きい問題は補償費がたかさん取られる、同時に建設費自体も高くなつてくる、地点がだんだんいいところになつてくるわけでございますね。従つてさつき西さんのお話しになりましたように、昔は、数年前まではキロ当たり十万円以下の発電所があつたようなものが、今は二十万円ではなればできないというふうな水利地点のだんだん悪くなつていく、不利になつていくところがある、このコストの値上りの大きな原因でございます、もちろんお話のように配電線、送電線も単価が上つております、昔から見れば、しかしそ

れだけではない。むしろ大きい補償費の高騰というのが、発電所を中心にしたもの、大きな原因でございます。

○阿部竹松君 このしのあれですね、日本中のあれですか、皆さん方の大体の資金は、建設資金ですが、二千五百億使われるわけですね。そのうち政府が大体二百四十五億ですか、そのうちと、まあ政府の分は除いて――まあ二千五百億使われるか、二千四百億使われるかわかりませんが、大体まあ銀行によつて金利は違ふでしょうけれども、平均、大体でよろしゅうございますけれども、大体どのくらい金利で使つていくことになるんですか。これは両方の電力会社さんにお伺いしたいと思ひます。

○参考人(西澤重君) 北陸の方は平均金利が八分七厘になつております。これは開発銀行が六分五厘、社債が七分三厘、それから一般の市中銀行が、少し安いのもございますけれども、二銭三厘とか、あるいは長銀、興銀いろいろございますが、平均八分七厘になつております。

○参考人(内ヶ崎實五郎君) 東北電力の平均は八分二厘、先ほど陳述で申し上げました。

○阿部竹松君 よろしゅうございませう。

○委員長(松澤兼人君) いかがでございますか、この程度で……。別に御発言もなければ、時間もだいぶん経過しておりますので、本件に関する調査は、本日はこの程度にとどめたいと存じます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それでは参考人の方に申し上げます。本日は御多忙のところ、わざわざ本委員会のために御出席下さいまして、貴重な御意見を御開陳下さいまして、ありがとうございます。委員一同にかわり厚くお礼を申し上げます。御意見並びに質疑応答の中にございました通り、電気料金の問題は、きつて重要でありまして、電源開発、電力会社の経理等、今後検討を要するものが多々あると存じます。特に大口と需方中小企業といわず、需用者に対する影響は相当大きなものがあると思ひますので、これらについては、さらに今後十分検討したいと存じます。また、政府に対しても、これが認可についてはいろいろ質疑応答の中で明らかにされました点も考慮して、十分慎重を期してもらなければならぬということもあつたと存じます。具体的にこれを後日に譲りまして、本日の調査は一応これをもって打ち切ることになります。

参考人の方々には重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。ちよつと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけよう。

○委員長(松澤兼人君) 次に、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日はその内容につき当局から説明を願ひます。

○政府委員(植田俊雄君) 私から東北興業株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして補足を申し上げます。これは逐条的に一々申し上げることは、あるいは御迷惑かと存じますので、改正の要点だけをかいつまんで御説明申し上げます。

一番今回の改正の重点になります。これは、従来東北興業株式会社という名称によつておりましたのを、東北開発株式会社ということに名称を改めたわけでございます。昭和九年の東北地方の凶作にかんがみまして、昭和十一年にこの会社ができたわけでございますが、この会社は東北地方の産業の振興ということを建前にいたしておたのでございまして、それを今回の改正によりまして、業務内容といたしまして産業立地条件整備的な業務を、採算の許す範囲内において実施することとしたいたしました。そういう意味におきまして、従来の振興という言葉では適當でございませぬので、開発ということに名称を改めたのでございまして。

で、この今回の改正の重点になりますのは、ただいま申しましたように現行法にございましてこの十條の各号列記事業の中の五号に「産業立地条件整備事業」といふことが重点になるわけでございます。

それ以外におきまして各種の条文につきまして修正をいたしておりますが、これはこの法律が現在の商法の以前のものでございまして、現在の新商法とのつり合いを保つ、均衡を保つという意味におきまして、この際に改正を加えておるものが大部分でござい

ます。ただ一つその中で違つておりますのは、従来東北興業につきては、政府保有株の後配制と、それから債券に対する元利保証の規定を当初持つておつたのでございまして、これが終戦後の措置によりまして、御承知の通り法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律、この法律によつて停止されておつたわけでございます。

この二つの項目の中で、社債の政府の元利保証の問題は、昨年、東北興業株式会社がセメント事業を開始する際に、この制限の解除になつたわけでございます。

次に、今回の改正におきましては、政府保有株の後配制の問題につきましても、先ほど申しました政府の財政援助の制限に関する法律の制限を撤廃いたしましたので、後配制度を復活いたしましたわけでございます。この点が今回の改正の一つの重要な点になつておるわけでございます。法律的に申しますれば、今回の会社法の改正は、従来の産業振興中心でなくて、立地条件整備のこともやる、また、従来、先ほど申しました終戦後の法律によつて停止されておりました後配制度を復活する、こういうこと、この二つに尽きるのではないかと考えております。

それでは、事業内容といたしまして、今後御審議になります際の御参考に申し上げておきますと、三十二年度予算におきましては、この開発株式会社に対して、政府出資が五億追加されることになつております。

なお社債の発行の元利保証に對しまして、二十億の金額が予算総則によつて認められておりますので、この会社といたしましては、二十五億の資金を

もって、三十二年度新しい事業を実施するということになっておるわけでございます。この二十五億の資金の内容でございますが、たゞいま企図として考えております事は、新規の産業に約十億程度、それから既存事業の強化のために八億程度、既存事業という言葉を申し上げますと、昨年度開始いたしましたセメント事業が入るかのような印象でございますが、セメント事業の問題は、この既存事業という中には入れておりませんで、そのほかに現在やっておりますところの福島の石炭窒素工場、あるいは木友の面炭の鉱業所、及び子会社として一番重要でございますところの東北ドックの再建、こういうことのために一億八億程度を予定したかどうかという考え方でございます。しかしながら、これらの工場につきましても、今後、検討した結果、もしも八億の資金が要らないということでございますならば、この資金はできるだけ新規の事業の方に持参したいと考えております。

なお、今回追加になりました産業立地条件整備の方の費用でございますが、これにつきましても一億七億円を予定いたしております。

なお、別途御審議を願っております東北開発促進法におきまして、東北開発審議会を設置することになっておりまして、その審議会におきましては、東北開発株式会社に関する重要な事項を御審議願うことになっておりますので、たゞいま申しました金の使い道等につきましては、重要な問題につきましても、この審議会で御決定願うことにいたしておる次第でございます。

これをもつて、簡単に、御説明にかえます。

○委員長(松澤兼人君) 速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記とめて下さい。

自後の審議は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体法制定に関する諸願(第一八九〇号)

一、日中貿易促進に関する諸願(第一八九一號)

一、宮崎県小林市等を南九州総合開発特定地域に指定するの諸願(第一九〇七号)

一、バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する諸願(第一九〇九号)

一、日本電気株式会社と米國I R C社との固定抵抗器製造の技術提携反対の諸願(第一九一〇号)

一、財団法人結核予防会に競輪益金配分の諸願(第一九一三号)

第一八九〇号 昭和三十二年四月十六日受理

中小企業団体法制定に関する諸願 請願者 東京都足立区千住元町三八五 遠藤虎次郎外十名

紹介議員 迫水 久常君 中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互の競争を防止するとともに他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図るため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)民主的自力運営、(七)中小企業の定義の明確化等を骨子とした中小企業団体法を議員立法によつて制定せられたいとの諸願。

諸県地方をすみやかに南九州総合開発特定地域に指定せられたいとの諸願。

第一九〇九号 昭和三十二年四月十八日受理

バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する諸願 請願者 愛媛県北宇和郡広見町大字芝 浦瀬武

紹介議員 湯山 勇君 バナナ輸入外貨資金の割当は、いまだ公平適正が確立されず、業界のため遺憾であるから、本年度上期のバナナ輸入外貨資金の四分の一の割当については、ぜひ人口基準割を採用され、その適正と公平を確立して消費者の利便と業界の発展に資せられたいとの諸願。

第一九一〇号 昭和三十二年四月十八日受理

日本電気株式会社と米國I R C社との固定抵抗器製造の技術提携反対の諸願 請願者 東京都千代田区神田錦町三ノ一六 大洋電気株式会社社長 小谷真一

紹介議員 荒木正三郎君 今般日本電気株式会社は、米國I R C社と技術提携して品質の改良を計るとして美名のもとに、一般ラジオ、テレビジョン用の固定抵抗器の多量生産を計画しているが、固定抵抗器製造業者は全国に三十社近くあり、各々専門の特殊技術を持ち単独製造専門業者として部品工業を確立し、大企業組立メーカーに協力して電気業界の隆の力となつてはいる中小企業者であり、また固定抵抗器は、「機械工業振興臨時措置法」の業種に選ばれ品質の向上生産の合理化を國家、業者一丸となつて進めてい

る矢先で、何等外国の技術提携の必要は考えられないばかりか、これ等中小企業者の死活問題であるから、米國I R C社と日本電気株式会社との技術提携に反対であるとの諸願。

第一九一三号 昭和三十二年四月十九日受理

財団法人結核予防会に競輪益金配分の諸願 請願者 東京都千代田区神田三崎町一ノ二 社団法人結核予防会 島津忠承

紹介議員 勝保 健君 競輪による益金の一部を社会福祉、その他文化体育振興等に利用し得るよう、近く自転車競技法の一部を改正する由であるが、これはまことに時宜を得たことであるから、ぜひとも実現せられたら。またこの益金の配分に関しては、財団法人結核予防会が新規事業として計画している結核検査用エックス線自動車製作のために要する資金(五億四)にも充當できるより特段の配慮をせられたいとの諸願。

第一九一四号 昭和三十二年四月十九日受理

バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する諸願 請願者 東京都豊島区高松三ノ一〇 安井一男

紹介議員 山本 經勝君 この諸願の趣旨は、第一九〇九号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月九日)

一、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案（予備審査のための付託は三月二十八日）

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、合成ゴム製造事業特別措置法案

合成ゴム製造事業特別措置法案  
合成ゴム製造事業特別措置法  
（趣旨）

第一条 この法律は、ゴムの供給の確保を図るため、合成ゴムの製造事業の育成に必要な特別措置を定めるものとする。

（日本開発銀行の出資）

第二条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八十八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社でその事業計画について大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたものがその設立の際又はその成立の後に発行する株式を引き受けることができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が引き受ける株式は、同項に規定する株式会社の出資総額の二分の一をこえることができないものとし、その引き受ける株式の発行価額の総額は、十億円をこえることができないものとする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る事業計画がゴムの供給の確保及び合成ゴムの製造事業の健全な発達を図る

ため必要な製造方法、生産規模、生産費その他の事項についての基準で政令で定めるものに適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

4 第一項の規定による株式の引受は、日本開発銀行法の適用については、同法第十八条第一項の業務とみなし、当該株式に係る配当及び議決権又は譲渡は、同法第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、それぞれこれらの規定に規定する収入又は支出とする。

（資金の確保）

第三条 政府は、前条第一項の規定により日本開発銀行がその株式を引き受けた会社（以下「合成ゴム会社」という。）の合成ゴムの製造事業の用に供する設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（代表取締役等の選定等の決議）

第四条 合成ゴム会社の代表取締役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画等に関する監督）

第五条 合成ゴム会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、合成ゴム会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施

について、監督上必要な命令をすることができ、

（定款の変更等）

第六条 合成ゴム会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第七条 合成ゴム会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合成ゴム会社に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせることができる。

（協議）

第九条 通商産業大臣は、第五条第一項又は第六条（合成ゴム会社の定款の変更の決議に係るもの）については、当該会社が発行する株式の総額を変更するものに限り、その認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした合成ゴム会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、事業計画又は資金計画の認可を受けなかつたとき。  
二 第五条第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 合成ゴム会社の成立の日の属する営業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

3 この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、遅滞なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならない。

4 前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に関し、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

中小企業に対する官公需の確保に関する法律案  
中小企業に対する官公需の確保に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国及び公共企業体が役務又は物資を調達する等のため請負、買入その他の契約をする場合において、中小企業に対する割当を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国又は公社（以下これらを「国等」という。）を当事者の一方とする契約で、国等以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をなすべきものをいう。

4 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業にあつては三十人）をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業組織法（昭和三十三年法律第 号）に規定する中小企業等協同組合（信用協同組合、火災共

濟協同組合及び同法第二十四條第一項又は第三項の事業を行う協同組合連合会を除く。をいう。

(中小企業者とするべき官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の量の国等がする官公需契約の総量に対する割合を定め、これを公表するものとする。

(各省各庁の長等の義務)

第四条 各省各庁の長及び公社の長は、毎会計年度においてする官公需契約につき、少くとも前条の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長又は公社の長は、第三条の規定により公表された割合に達するため必要があるときは、それぞれの機関における契約における一般競争入札に関する法令又は規則の規定にかかわらず、官公需契約につき中小企業者のみの競争に付することができる。

(実績の報告)

第六条 各省各庁の長は内閣総理大臣に対し、公社の長はそれぞれその主務大臣に対し、会計年度終了後三月以内に当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

(勧告)

第七条 内閣総理大臣は各省各庁の長又は公社の主務大臣に対し、公

社等の主務大臣は公社の長に対し、各省各庁又は公社の官公需契約に關し必要な勧告をすることが出来る。

(審議会)

第八条 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ第三条の割合の決定について調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に關し内閣総理大臣に対し意見を申し出ることが出来る。

5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行についての必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中完春対策審議会の項の次に次のように加える。

中小企業官公需確保審議会  
中小企業に對する官公需の確保に關する法律(昭和三十一年法律第三十二号)の規定によりその権限に屬せしめられた事項を行うこと。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(下請代金の額)

第二条の二 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合は、下請代金の額として、下請事業者の使用する労働者の賃金の額が親事業者の使用する労働者の賃金の額に比して著しく不均衡となるような額を定めてはならない。

第三条中「及び下請代金の額」を「返品の条件、給付の受領の期日、下請代金の額、支払期日及び支払手段」に改める。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者が給付の提供をした日の翌日から起算して十五日を経過した後も、なおその給付を受領しないこと。

二 下請事業者の給付を受領した日の翌日から起算して六十日を経過した後も、なおその給付に対する下請代金を支払わないこと。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

(罰則)

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

百貨店法の一部を改正する法律案

百貨店法の一部を改正する法律

百貨店法(昭和三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中第十七条を「第十六条の二」に改める。

第二条中「(物品加工修理業を含む。)」を「(物品加工修理業、飲食店営業又は喫茶店営業を兼営する場合においては、これらの営業を含む。)」に改める。

第七条の次に次の二条を加える。

(特定の営業方法の許可)

第七条の二 百貨店業者は、次に掲げる営業方法を採用しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

一 割賦販売

二 積立金組織による予約販売

三 特定顧客に対する限定展示即売

四 製造業者の即売のための売場提供

五 他人の委託を受けて行う販売

2 百貨店業者は、前項各号に掲げる営業方法に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた内容(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容)に該當しない行為をしてはならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

(仕入先との取引の規制)

第七条の三 百貨店業者は、次に掲げる事項につき、通商産業省令で定めるところにより、当該事項の一般的基準を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

一 商品の宣伝費の一部を当該仕入先に負担させる場合におけるその割合及び方法

二 仕入商品の返品条件

三 仕入後における仕入価格の値引条件

四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合の条件

2 百貨店業者は、前項各号に掲げる事項に關し、同項の規定により

通商産業大臣の許可を受けた一般の基準の内容(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容)に該当しない行為をしてはならない。

3 百貨店業者は、中小企業者たる製造業者又は卸売業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該物品の購入を独占してはならない。

4 第五条の規定は第一項の許可に、前条第四項の規定は、第一項の許可を受けた一般の基準に準用する。

第十条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、第七条の二第一項の許可をした後において同項各号に掲げる営業方法が中小商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至つたと認めるとき、又は第七条の三第一項の許可をした後において同項の一般の基準に基づく同項各号の行為が仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法又は当該一般の基準を変更すべきことを命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消又は命令をしたものとするとときは、百貨店審議会の意見を聞かなければならない。第十二条中「を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、」を「その他」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審議会は、百貨店業の調整に関する事項につき、通商産業大臣に

意見を申し出ることができる。この場合において、通商産業大臣は、必要な措置をとらなければならぬ。

変更された営業方法又は一般の基準)に基いて行ふ行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第十七条を次のように改める。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者のうちから二人を、通商産業大臣が任命する。

(報告及び検査)

17 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所内に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

第十七条 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所内に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

4 第五章中第十七条の前に次の二条を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(店舗に関する制限)

18 及び 20 第二号中「第十条の下に」第一項を加える。

16 通商産業大臣は、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の許可又は第十条第二項の命令をしよとするとときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

21 次各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

22 第六条第一項の許可を受けないうで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

二 第七条の二第一項若しくは第二項又は第七条の三第一項若しくは第二項の規定に違反した者

(公正取引委員会との関係)

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は一般の基準(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

16 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

三 第十條第二項の規定による命令に違反した者

昭和三十一年五月十日印刷

昭和三十一年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局